

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーンを展開し、児童虐待の子供に及ぼす悪影響や児童虐待通告義務の周知、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知度の向上を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 予算額

3,582 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）提出期限

令和8年7月13日（月）午後5時00分

(2) 公募型プロポーザル説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を公募型プロポーザル説明会参加申込書（様式3）により、申し出ること。

ア 参加申出場所

広島県健康福祉局こども家庭課

イ 参加申出期限

令和8年7月13日（月）午後5時00分

(3) 仕様書に対する質問書（様式3）提出期限

令和8年7月13日（月）午後5時00分

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和8年7月15日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局こども家庭課

イ 提案書提出期限

令和8年7月17日（金）正午12時 （※厳守）

(5) 提案書に関する審査方法

ア 実施方法

書面審査

イ 最優秀提案者の決定

令和8年7月27日（月）までに提案者に連絡

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

① 会社概要説明書（様式2）

② 電子データの保存等に関する申出書

イ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(3)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局こども家庭課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年7月28日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年7月29日（水）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 虚偽記載に対する措置について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(15) 公正なプロポーザルの確保について

ア 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

ウ 公募型プロポーザル参加者は提案書に関するプレゼンテーション前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。

エ 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめる場合がある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約内容の確定

公告に定める方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約内容を確定する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の評価を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 仕様書
- 契約書（案）
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 会社概要説明書の様式
- 公募型プロポーザル説明会参加申込書の様式
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 提案書作成要領（様式を含む。）
- 企画提案審査要領（評価基準）

【問合せ先】

広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ
担当 小西、湯浅
電話 082 - 513 - 3167 (ダイヤル)